

平成28年4月27日開催

平成28年度 第1回
函館市国民健康保険運営協議会

会 議 資 料

(1) 諮問事項

国民健康保険料基礎賦課限度額および後期高齢者支援金等賦課
限度額の改定について

(2) その他

市 民 部

(1) 諮問事項

国民健康保険料基礎賦課限度額および後期高齢者支援金等賦課限度額の改定について

中間所得層の保険料負担の緩和を図るため、基礎賦課限度額を「52万円」から「54万円」に、後期高齢者支援金等賦課限度額を「17万円」から「19万円」に改定する。

(1) 諮問事項

国民健康保険料基礎賦課限度額および後期高齢者支援金等賦課限度額の改定について

ア 賦課限度額

国民健康保険料は、所得に応じて算定しているが、所得が高額になることによって、極端に高い保険料とならないよう、国は、国民健康保険法施行令で保険料の上限額である賦課限度額を定めており、その範囲内において、それぞれ市町村が条例で規定することとなっている。

イ 賦課限度額の改定(平成28年度)

国は、「持続可能な医療保険制度の構築」を掲げ、高齢化の進展等により医療費が増嵩する一方、加入者の所得が伸びない状況においても保険料収入を確保するため、負担感の重い中間所得層の保険料負担を軽減し、高所得層に相応の負担を求めることで、賦課限度額を段階的に引き上げてきている(下記の表「オ 賦課限度額の推移」のとおり)。

ウ 今後の国の方針

国は、保険料の上限額に該当する被保険者割合(国民健康保険においては世帯割合)が、国保が2.38%(推計値)であることに対し、被用者保険では0.5~1.5%の間にあることとのバランスを考慮し、国保における賦課限度額の超過世帯割合が当面は1.5%という水準に近づくよう、平成29年度まで段階的に賦課限度額を引き上げていく方針を示している。

項目および年度		国民健康保険	被用者保険(法定)
保険料の上限額に該当する被保険者割合(国保は世帯割合)	平成27年度	2.38%	1~1.5%
	平成28年度	2.18%	0.5~1.5%

エ 本市の対応

国の平成28年度賦課限度額については、平成27年度の引き上げ額と同額の4万円を引き上げたところであり、その内訳は、医療給付費分を2万円、後期高齢者支援金等分で2万円とし、介護納付金分は据え置きとしている(国民健康保険法施行令改正 平成28年4月1日施行)。

本市の賦課限度額到達世帯の割合が2.25%(平成27年度実績)であることを勘案し、平成28年度賦課限度額については、国の方針に基づき、現状負担感の重い中間所得層の負担軽減を図るため、国の引き上げ額と同額の4万円を引き上げたい。

オ 賦課限度額の推移

年 度	医療給付費分		後期高齢者支援金等分		介護納付金分		合 計	
	国	本市	国	本市	国	本市	国	本市
平成26年度	51万円	51万円	16万円	16万円	14万円	14万円	81万円	81万円
平成27年度	52万円	52万円	17万円	17万円	16万円	16万円	85万円	85万円
平成28年度(案)	54万円	54万円	19万円	19万円	16万円	16万円	89万円	89万円

平成28年度 国民健康保険料 所得段階別試算表 (1人世帯・給与所得)

(単位:円)

区分 (世帯割合)	給与収入	給与所得	法定軽減	平成28年度(予算) 限度額改定前				平成28年度(予算) 限度額改定後				改定後 効果額 B-A		
				全体分		給与所得 に対する 保険料の 割合	全体分		給与所得 に対する 保険料の 割合					
				医療分	後期分		介護分	医療分		後期分	介護分			
軽減該当 世帯 (62.10%)	980,000	330,000	⑦	13,650	5,430	4,770	23,850	7.23%	13,650	5,430	4,770	23,850	7.23%	0
	1,050,000	400,000	⑤	30,240	12,150	10,210	52,600	13.15%	30,190	12,070	10,210	52,470	13.12%	△ 130
	1,150,000	500,000	⑤	40,920	16,580	13,440	70,940	14.19%	40,800	16,390	13,440	70,630	14.13%	△ 310
	1,350,000	700,000	②	75,940	30,870	24,670	131,480	18.78%	75,680	30,470	24,670	130,820	18.69%	△ 660
	1,450,000	800,000	②	86,620	35,300	27,900	149,820	18.73%	86,290	34,790	27,900	148,980	18.62%	△ 840
一般世帯 (35.65%)	1,668,000	1,000,000		117,080	47,790	37,550	202,420	20.24%	116,610	47,050	37,550	201,210	20.12%	△ 1,210
	3,116,000	2,000,000		223,880	92,090	69,850	385,820	19.29%	222,710	90,250	69,850	382,810	19.14%	△ 3,010
	4,424,000	3,000,000		330,680	136,390	102,150	569,220	18.97%	328,810	133,450	102,150	564,410	18.81%	△ 4,810
	5,176,000	3,600,000		394,760	162,970	121,530	679,260	18.87%	392,470	159,370	121,530	673,370	18.70%	△ 5,890
	5,424,000	3,800,000		416,120	170,000	127,990	714,110	18.79%	413,690	168,010	127,990	709,690	18.68%	△ 4,420
限度額 超過世帯 (2.25%)	5,676,000	4,000,000		437,480	170,000	127,990	735,470	18.39%	434,910	176,650	134,450	746,010	18.65%	10,540
	6,666,667	4,800,000		520,000	170,000	160,000	850,000	17.71%	519,790	190,000	160,000	869,790	18.12%	19,790
	7,333,000	5,400,000		520,000	170,000	160,000	850,000	15.74%	540,000	190,000	160,000	890,000	16.48%	40,000
	8,000,000	6,000,000		520,000	170,000	160,000	850,000	14.17%	540,000	190,000	160,000	890,000	14.83%	40,000

※ 法定軽減の⑦、⑤、②は、それぞれ7割軽減、5割軽減、2割軽減を表す。

※ 世帯割合は、平成27年度国民健康保険料賦課時における所得額の割合。

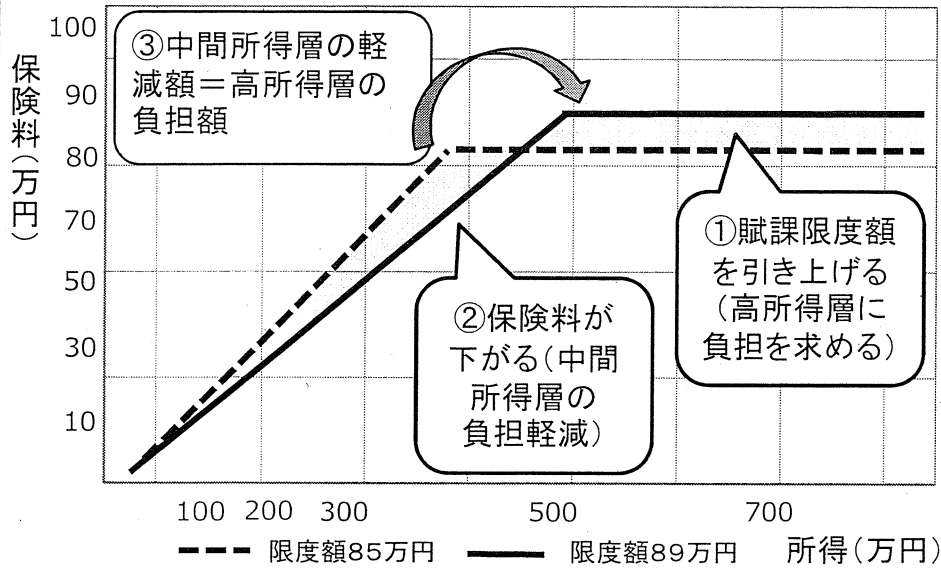
道内主要都市における賦課限度額の推移

(単位：万円)

区分	平成24年度				平成25年度				平成26年度				平成27年度				平成28年度(予定)			
	医療	後期	介護	合計	医療	後期	介護	合計	医療	後期	介護	合計	医療	後期	介護	合計	医療	後期	介護	合計
国	51	14	12	77	51	14	12	77	51	16	14	81	52	17	16	85	54	19	16	89
函館市	50	14	12	76	50	14	12	76	51	16	14	81	52	17	16	85	54	19	16	89
札幌市	51	14	12	77	51	14	12	77	51	16	14	81	52	17	16	85	54	19	16	89
室蘭市	51	14	12	77	51	14	12	77	51	16	14	81	52	17	16	85	54	19	16	89
釧路市	51	14	12	77	51	14	12	77	51	16	14	81	52	17	16	85	54	19	16	89
帯広市	51	14	12	77	51	14	12	77	51	16	14	81	52	17	16	85	54	19	16	89
北見市	51	14	12	77	51	14	12	77	51	16	14	81	52	17	16	85	54	19	16	89
旭川市	50	13	10	73	50	13	10	73	50	15	12	77	51	16	14	81	53	18	14	85
小樽市	51	14	12	77	51	14	12	77	51	14	12	77	51	15	13	79	51	16	14	81
江別市	51	14	12	77	51	14	12	77	51	14	12	77	51	16	14	81	52	17	16	85
苫小牧市	50	13	10	73	50	13	10	73	50	13	10	73	50	14	12	76	51	15	13	79
北斗市	51	14	12	77	51	14	12	77	51	16	14	81	52	17	16	85	54	19	16	89

○賦課限度額改定による保険料の影響

(医療分52万円→54万円 後期分17万円→19万円 介護分16万円→16万円)



○賦課限度額改定による保険料の影響 (1人世帯)

(医療分52万円→54万円 後期分17万円→19万円 介護分16万円→16万円)

